

第 77 回 静岡県 家畜人工授精に関する講習会
(牛、豚)

関係法規試験

令和 6 年 9 月 11 日

受験心得

1. 指示があるまで開けてはいけません。
2. 解答時間は 50 分です。
3. 教科書、資料、スマートフォン等の持ち込みは認めません。
4. 答えを修正する場合は、必ず消しゴムで完全に跡が残らないように消してください。
5. この問題は持ち帰りできません。
6. 解答用紙に解答を記入してください。

問1 家畜伝染病予防法の目的と飼養衛生管理基準について、 を参考に() に適切な語句を記入しなさい。同じ番号は同一の回答となる。(3点×12=36点)

1. 家畜伝染病予防法(以下、同法とする)の第一条は、家畜の伝染性疾病(寄生虫病を含む)の(①)を予防し、及び(②)を防止することにより、(③)を図ることを目的とする。
2. 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い直ちに殺処分しなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。一. 牛疫、牛肺疫、(④)、(⑤)、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜、二. 上記から(⑥)を除く、病原体に触れたため、又は触れた疑いがあり患畜となるおそれがある疑似患畜。
3. 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも(⑦)年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。また、指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、(⑧)や都道府県知事の意見を求めなければならない。
4. 同法第八条の二では、政令で定める家畜の所有者は(⑨)令の定めにより、衛生管理区域の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な(⑩)を設置しなければならない。また、衛生管理区域内に出入りする者は、身体と(⑪)について消毒しなければならない。
5. 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、(④)、(⑤)、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして(⑨)令で定めるものを(⑫)とし、その防疫指針を作成し、公表するものとする。

家畜、受精卵移植、遺伝性疾患、殺処分、移動禁止、種畜、移動制限、病原体、銘柄牛、繁殖機能、伝染性疾患、血統、遺伝子、まん延、終息、発生、停止、継続、畜産の振興、畜産の衰退、獣医学の発展、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ、牛疫、ヨーネ病、牛肺疫、農業基本法、酪農振興法、獣医事審議会、政策評価審議会、食料・農業・農村政策審議会、国立研究開発法人審議会、消毒設備、休息施設、保管施設、車両、牛舎設備、家畜市場、農機具、搾乳機器、特定家畜伝染病、慢性家畜疾病、特別監視伝染病、農林水産省、特保家畜慢性疾患、環境省、保健衛生部、経済産業省、都道府県知事、各市町村長、1、3、5、10、20

問2 家畜改良増殖法およびその他の関連法規について、を参考に()に適切な語句を記入しなさい。同じ番号は同一の回答となる。(3点×12=36点)

1. 家畜改良増殖法における「種畜」とは、牛、(⑬) その他政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が第四条の規定による(⑭)の交付を受けているものをいう。(⑭)には、種畜の(⑮)、(⑯)及び体型による等級を記載しなければならない。
2. 容器に封がなく、又は(⑰)が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを(⑱)、若しくは雌の家畜に(⑲)し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つてはならない。ただし、輸入された家畜人工授精用精液であつて、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行された精液など特例がある。
3. 農林水産大臣が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から(⑳)箇年である。
4. 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精又は家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植を行つたときは、遅滞なく家畜人工授精又は家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植に関する事項を(㉑)に記載しなければならない。
5. 家畜人工授精所を開設しようとする者は(㉒)の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する場合はこの限りでない。
6. 家畜商になろうとする者は、政令で定める手数料を納め、その住所地を管轄する(㉓)の免許を受けなければならない。免許は(㉔)が指定する者が行う家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者、これに該当する者以外の者であつて、その家畜の取引の業務(農林水産省令で定める業務に限る)に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くものとする。
7. 家畜取引法は、(㉕)等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少の規制並びに地域(㉖)の再編整備を促進するために必要な措置を定めることによつて、家畜の流通の円滑を図り、もつて(㉗)に寄与することを目的とする。

牛、豚、馬、めん羊、山羊、家畜、受精卵移植、種畜、移動制限、病原体、和牛、家畜人工授精師免許証、種畜証明書、家畜人工授精用精液証明書、家畜人工授精簿、家畜の血統証明書、奇形、能力、特徴、伝染性疾患、血統、精液、遺伝子、受精卵、譲り渡し、注入、吸引、移植、採取、家畜市場、と畜場、食肉流通センター、家畜人工授精簿、繁殖機能、銘柄牛、畜産の振興、農学研究の発展、獣医学の発展、農林水産省、都道府県知事、環境省、保健衛生部、経済産業省、1、3、5、10、

問3 家畜改良増殖法（以下、同法とする）の内容として正しいものを1～9から2つ選び、番号を答えなさい。（14点×2＝28点）

1. 家畜人工授精師になろうとする者は、農林水産大臣の免許を受けなければならない。この免許の効力は全国に及ぶ。
2. 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を注入した家畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたとき、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
3. 家畜人工授精簿は3年間保存しなければならない。
4. 同法第十三条における精液の検査方法について、精液の量及びその色、臭気、水素イオン濃度等の性状の検査は顕微鏡検査により行われる。
5. 家畜人工授精簿を記載せず、虚偽の記載した獣医師又は家畜人工授精師は、50万円以下の罰金に処する。
6. 家畜人工授精所の開設は、家畜人工授精が出張業務のため、申請に係る施設が家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ衛生的に実施するための構造、設備及び器具を備えていない場合でも開設することができる。
7. 家畜人工授精所の開設者は、都道府県知事が畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見を聞いて定めた規格に適合する雄の家畜を少なくとも一頭所有し、必ず家畜人工授精用精液を契約等により提供できるようにしておかなければならない。
8. 「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の特定家畜人工授精用精液等とは、家畜改良増殖法とは異なり、経済産業大臣が不正競争の防止及び不正競争の損害賠償に関する措置等を講じるために指定した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵である。
9. 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、第十八条に該当する違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。法人の場合は1億円以下の罰金刑と、その代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者に対して各本条の罰金刑を科する。